

障害者法定雇用率引上げ・支援策強化、人材確保に向けた

障がい者雇用・支援策説明並びに作業学習見学会

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の段階的引上げと、障害者雇用の支援策の強化（概要は裏面）が行われることから、会員企業のみなさまへの情報周知を目的として、標記の見学会を下記内容で開催します。

併せて、本見学会が人材不足に悩まれている企業のみなさまの、新たな人材確保手段を得るきっかけになればと考えています。

参加ご希望の方は、下記申込書に必要事項を記入のうえ、本状のまま10月20日（金）までにFAXまたはメールでご返信ください。なお、下記QRコードからのお申込みも可能です。

記

1. 日時 令和5年11月7日（火）9：30～ ※当日は9時以降のご来場にご協力ください。

2. 場所 出雲養護学校大会議室（出雲市神西沖町2485 TEL：43-2260）

3. 内容 ※駐車場は誘導係がご案内します。

9：15～ 9：30 受付（生徒昇降口）※先着4名300円手洗洗車申込可。

9：30～10：15 出雲養護学校 校長あいさつ

学校紹介

就労に向けての取り組み紹介

ハローワークより障がい者雇用について

10：15～11：25 作業学習見学 ※製造・サービスなど10班を見学。

11：30～11：45 質疑応答・意見交換

11：45～ 昼食・製品販売（希望者のみ）

4. 参加料 無料 ※昼食・製品販売は各自実費をご負担ください。

5. 定員 40名

6. その他 当日、風邪症状のある方はご遠慮くださいますようお願いいたします。

★出雲養護学校では地元企業で実際の仕事を体験する「現場実習」を実施し、多くの生徒を地元就職へと導いています。



クリーンサービス
洗車、窓清掃、地域へ出向
いての窓清掃や室内清掃



農業・加工場
地元の農産品の加工
営業日等の接客
販売（農産物等）

【本件担当 出雲商工会議所 総務企画課 江田 TEL25-3702】

障がい者雇用・支援策説明並びに作業学習見学会 参加申込書

出雲商工会議所総務企画課 江田行き【FAX：23-1144 / e-MAIL：izm@izmcci.or.jp】

事業所名			
電話番号		F A X	
参加者			昼食を希望の場合のみいずれかに ○をしてください。（いずれも650円）
①役職・氏名	だんだんカレー・ミートパスタ		
②役職・氏名	だんだんカレー・ミートパスタ		

こちらからのお申込みも可能です⇒



障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

ポイント1 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

ポイント2 除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率設定業種ごとに10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。
(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

ポイント3 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

- ・精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）
- ・一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）

ポイント4 障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。

（令和6年4月以降）

- ・雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。
- ・既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

詳細は、「厚生労働省 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>) よりご確認ください。

